

○沖縄県景観形成条例

〔平成6年10月20日〕
〔沖縄県条例第34号〕

改正 平成12年3月31日条例第46号

改正 平成21年12月25日条例第59号

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
 - 第2章 県の景観形成施策
 - 第1節 景観形成基本方針等（第7条）
 - 第2節 景観形成モデル地区（第8条－第15条）
 - 第3節 大規模行為に関する景観形成（第16条－第21条）
 - 第4節 公共事業等に関する景観形成（第22条）
 - 第5節 啓発等（第23条・第24条）
 - 第3章 景観形成住民協定（第25条）
 - 第4章 沖縄県景観形成審議会（第26条・第27条）
 - 第5章 雑則（第28条－第30条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、県土の景観形成に関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観形成に必要な施策を推進することにより、地域の特性を生かした優れた景観を守り育て、又はつくり、もって快適で魅力あるふるさと沖縄の創生に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「景観形成」とは、優れた景観を保全し、又は創造することをいう。

2 この条例において「建築物等」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物及び規則で定める工作物をいう。

（県の責務）

第3条 県は、地域の特性を尊重し、県土の景観形成を推進するための基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、地域の特性を生かした景観形成を推進する上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が行う景観形成に関する施策の実施に必要な協力及び助言を行うものとする。

第4条 削除

（県民の責務）

第5条 県民は、景観形成の重要性を認識し、県が実施する景観形成に関する施策に協力するとともに、自らその実践に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動の実施に当たっては、県が実施する景観形成に関する施策に協力するとともに、自ら景観形成を図るための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 県の景観形成施策

第1節 景観形成基本方針等

第7条 知事は、県土の景観形成を推進するための基本となる方針（以下「景観形成基本方針」という。）を策定するものとする。

2 知事は、景観形成基本方針に基づき、景観形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画（以下「景観形成基本計画」という。）を策定するものとする。

3 知事は、景観形成基本方針及び景観形成基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、沖縄県景観形成審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、景観形成基本方針及び景観形成基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、景観形成基本方針及び景観形成基本計画の変更について準用する。

第2節 景観形成モデル地区

(景観形成モデル地区の指定)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する地域のうち、景観形成を重点的に推進すべき地域を景観形成モデル地区（以下「モデル地区」という。）として指定することができる。

- (1) 優れた自然景観を有する地域
- (2) 伝統的集落又は歴史的遺跡を有する地域
- (3) 都市施設が集積している地域
- (4) 新たに都市開発が行われる地域
- (5) 河川又は主要な道路に沿った地域
- (6) その他県土の景観形成上知事が特に必要と認める地域

2 市町村長は、当該市町村の区域のうち、前項第1号から第5号までのいずれかに該当する地域をモデル地区として指定するよう知事に要請することができる。

3 知事は、モデル地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長及び沖縄県景観形成審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、モデル地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による公告があったときは、当該地区に係る住民及び利害関係人は、同項の縦

覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。

- 6 知事は、第4項の縦覧期間満了後、当該モデル地区の指定に関し広く県民の意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催することができる。
- 7 知事は、第5項の規定により提出された意見書の内容及び前項の規定により開催された公聴会の結果を沖縄県景観形成審議会に報告しなければならない。
- 8 知事は、モデル地区の指定をするときは、その旨及びその区域を告示し、その関係図書を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 9 モデル地区の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 10 第2項から前項までの規定はモデル地区の区域の拡張について、第3項及び前2項の規定はモデル地区の区域の縮小及び指定の解除について、それぞれ準用する。

(モデル地区基本計画)

第9条 知事は、モデル地区の指定をするときは、当該モデル地区における景観形成に関する基本計画（以下「モデル地区基本計画」という。）を定めなければならない。

2 モデル地区基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 景観形成のための基本的かつ総合的な方針に関する事項
- (2) 景観形成のための基準の策定指針に関する事項
- (3) 景観形成のための指導、助言及び要請に関する事項
- (4) その他景観形成に関し必要な事項

3 前条第3項から第9項までの規定はモデル地区基本計画の決定及び変更について、同条第3項、第8項及び第9項の規定はモデル地区基本計画の廃止について、それぞれ準用する。

(モデル地区景観形成基準)

第10条 知事は、前条第1項の規定により定められたモデル地区基本計画に基づき、当該モデル地区における景観形成のための基準（以下「モデル地区景観形成基準」という。）を定めなければならない。

2 モデル地区景観形成基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 建築物等の位置、形態、意匠、色彩及び素材並びにその敷地の緑化に関する事項
- (2) 木竹の伐採及び事後の緑化に関する事項
- (3) 屋外における物品の集積又は貯蔵の方法及び遮へいに関する事項
- (4) 鉱物の掘採又は土石等の採取の際の遮へい及び事後の措置に関する事項
- (5) 土地の区画形質の変更後の形状及び緑化に関する事項
- (6) その他景観形成に関し必要な事項

3 第8条第3項、第8項及び第9項の規定は、モデル地区景観形成基準の決定、変更及び廃止について、それぞれ準用する。

(モデル地区景観形成基準の遵守)

第11条 第8条第1項の規定により指定されたモデル地区内において次条第1項各号に掲げる

行為をしようとする者は、当該行為が前条第1項の規定により定められたモデル地区景観形成基準に適合するよう努めなければならない。

(行為の届出)

第12条 第8条第1項の規定により指定されたモデル地区内において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

- (1) 建築物等の新築、増築、改築、移転又は撤去
- (2) 建築物等の外観の様式替え又は色彩の変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) 屋外における物品の集積又は貯蔵
- (5) 地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取
- (6) 土地の区画形質の変更

2 前項の規定により届出をした者は、その届け出た内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。ただし、第14条第1項の規定による指導又は助言に従うことにより変更を生ずるときは、この限りでない。

3 知事は、第1項又は前項の規定による届出をしないで第1項各号に掲げる行為に着手した者に対し、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出るよう勧告することができる。

4 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

(適用除外)

第13条 前条第1項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

- (1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (3) 国、地方公共団体又は規則で定める公共的団体が行う行為
- (4) モデル地区の指定が行われ、又はその区域が拡張された際現に着手している行為
- (5) 法令に基づく事業で景観形成のための措置が講じられるものとして規則で定めるものの執行として行う行為
- (6) 法令又は他の条例に基づいて定められた地域、地区等で、景観形成のための措置が講じられるものとして規則で定めるものの区域内で行う行為

(指導等)

第14条 知事は、第12条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、景観形成上必要と認めるときは、当該届出をした者に対し、規則で定めるところにより、第9条第1項の規定により定められたモデル地区基本計画及び第10条第1項の規定により定められたモデル地区景観形成基準に基づき、必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 知事は、前項の規定により行った指導に従わない者に対し、景観形成上特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより、当該指導に従うよう勧告することができる。
- 3 知事は、前項の規定により勧告しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、指導に従わない者から当該指導に従わない理由について意見を聴くものとする。
- 4 知事は、第2項の規定により勧告しようとするときは、前項の規定により聴取した意見を沖縄県景観形成審議会に報告し、その意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、第2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

(既存建築物等についての要請)

第15条 知事は、第8条第1項の規定により指定されたモデル地区内の建築物等について、景観形成上必要と認めるときは、その所有者又は管理者に対し、規則で定めるところにより、第9条第1項の規定により定められたモデル地区基本計画及び第10条第1項の規定により定められたモデル地区景観形成基準に基づき、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

第3節 大規模行為に関する景観形成

(大規模行為)

第16条 この節において「大規模行為」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 建築物等で、その高さ又は面積が規則で定める規模を超えるもの（以下「大規模建築物等」という。）の新築、増築若しくは改築（増築後及び改築後の高さ又は面積が規則で定める規模を超えることとなる増築及び改築を含む。）又は移転
- (2) 大規模建築物等の外観の模様替え又は色彩の変更
- (3) 屋外における物品の集積又は貯蔵で、その集積若しくは貯蔵の高さ又はその用に供される土地の面積が規則で定める規模を超えるもの
- (4) 地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取で、地形の外観の変更に係る土地の面積が規則で定める面積を超えるもの又は高さ及び長さが規則で定める規模を超える^{のり}法面若しくは擁壁を生ずるもの
- (5) 土地の区画形質の変更で、変更に係る土地の面積が規則で定める面積を超えるもの又は高さ及び長さが規則で定める規模を超える^{のり}法面若しくは擁壁を生ずるもの

(大規模行為景観形成基準)

第17条 知事は、次に掲げる事項について、大規模行為に係る景観形成のための基準（以下「大規模行為景観形成基準」という。）を定めるものとする。

- (1) 大規模建築物等の位置、形態、意匠、色彩及び素材並びにその敷地の緑化に関する事項
- (2) 屋外における物品の集積又は貯蔵の方法及び遮へいに関する事項
- (3) 鉱物の掘採又は土石等の採取の際の遮へい及び事後の措置に関する事項
- (4) 土地の区画形質の変更後の形状及び緑化に関する事項
- (5) その他景観形成に関し必要な事項

- 2 知事は、大規模行為景観形成基準を定めようとするときは、あらかじめ、沖縄県景観形成審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、大規模行為景観形成基準を定めるときは、その旨を告示し、その関係図書を公衆の縦覧に供しななければならない。
- 4 大規模行為景観形成基準は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 5 前3項の規定は、大規模行為景観形成基準の変更及び廃止について、それぞれ準用する。
(大規模行為景観形成基準の遵守)

第18条 大規模行為をしようとする者は、当該大規模行為が前条第1項の規定により定められた大規模行為景観形成基準に適合するよう努めなければならない。

(大規模行為の届出)

第19条 大規模行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定により届出をした者は、その届け出た内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。ただし、次条第1項の規定による指導又は助言に従うことにより変更を生ずるときは、この限りでない。
- 3 第12条第3項及び第4項の規定は、第1項又は前項の規定による届出をしないで大規模行為に着手した場合について準用する。
- 4 第13条(第4号を除く。)の規定は、第1項の規定による届出について準用する。
(指導等)

第20条 知事は、前条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、景観形成上必要と認めるときは、当該届出をした者に対し、規則で定めるところにより、第17条第1項の規定により定められた大規模行為景観形成基準に基づき、必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 第14条第2項から第5項までの規定は、前項の規定により指導をする場合について準用する。
(適用除外)

第21条 この節の規定は、第8条第1項の規定により指定されたモデル地区については、適用しない。

第4節 公共事業等に関する景観形成

第22条 知事は、公共施設の建設その他の公共事業等(以下「公共事業等」という。)に係る景観形成のための指針(以下「公共事業等景観形成指針」という。)を定めるものとする。

- 2 知事は、公共事業等景観形成指針を定めようとするとき、又は当該公共事業等景観形成指針を変更し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、沖縄県景観形成審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 県は、公共事業等を行うときは、第1項の規定により定められた公共事業等景観形成指針

を遵守するものとする。

- 4 知事は、国、地方公共団体（県を除く。）又は規則で定める公共的団体が公共事業等を行うときは、第1項の規定により定められた公共事業等景観形成指針に配慮するよう要請することができる。

第5節 啓発等

（啓発）

第23条 県は、県民及び事業者に対し、県土の景観形成のための施策に関する知識の普及等啓発に努めるものとする。

（財政上の措置）

第24条 県は、県土の景観形成に関する施策の実施のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 景観形成住民協定

第25条 土地（道路、河川、公園等公共の用に供する土地を除く。以下同じ。）の所有者及び建築物等の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者（当該土地及び建築物等を管理する者を含むものとし、国及び地方公共団体を除く。）は、当該土地について一定の区域を定め、その区域における景観形成に関する住民協定を締結することができる。

- 2 前項の住民協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 住民協定の名称、目的及びその対象となる区域に関する事項
- (2) 建築物等の位置、形態、意匠、色彩及び素材並びにその敷地の緑化に関する事項
- (3) 住民協定の有効期間に関する事項
- (4) 住民協定の変更及び廃止の手続に関する事項
- (5) その他住民協定の対象となる区域の景観形成に関し必要な事項

- 3 市町村長は、第1項の住民協定が当該市町村の景観形成に資するものであると認めるときは、当該住民協定を景観形成住民協定として認定するよう知事に推薦することができる。

- 4 知事は、前項の規定により推薦された住民協定が県土の景観形成に資するものであると認めるときは、規則で定めるところにより、景観形成住民協定として認定することができる。

- 5 知事は、前項の規定により景観形成住民協定として認定したときは、その内容を公表するものとする。

第4章 沖縄県景観形成審議会

（設置及び権限）

第26条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県景観形成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、この条例に定めるもののほか、県土の景観形成に関する重要事項について、知

事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

(組織等)

第27条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、景観形成に関する学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(市町村条例との調整)

第28条 市町村が第2章第2節又は第3節の規定と同等の内容を有する条例を制定している場合において、当該市町村の区域のうち、知事が別に定める区域については、同章第2節（第8条第3項及び第8項から第10項まで、第9条第3項並びに第10条第3項を除く。）又は第3節の規定は、適用しない。

(事務処理の特例)

第29条 この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定により、市町村が処理することとする。この場合において、2以上の市町村の区域にまたがる事項については、その事項が主として関係する市町村が処理するものとする。

- (1) 第12条第1項の規定による届出の受理及び知事への送付に関する事務
- (2) 第12条第2項の規定による変更の届出の受理及び知事への送付に関する事務
- (3) 第19条第1項の規定による届出の受理及び知事への送付に関する事務
- (4) 第19条第2項の規定による変更の届出の受理及び知事への送付に関する事務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の施行のために必要な事務であつて、別に規則で定めるもの

(規則への委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第7条第3項、第17条第2項、第22条第2項及び第5章の規定は、公布の日から施行する。

2 第19条の規定が施行された際現に着手している第16条各号に掲げる行為については、第19条の規定は、適用しない。

附 則（平成12年3月31日条例第46号）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月25日条例第59号）

この条例は、公布の日から施行する。